

住宅用地申告書について

1 住宅用地に対する課税標準の特例

住宅用地は、その税負担を軽減することを目的として、その面積の広さによって、小規模住宅用地と一般住宅用地に分けて特例措置が適用されます。

住宅とは、専ら特定の方が居住の用に供する家屋及び特定の方が保養の目的であってもおおむね毎月1日以上の居住の用に供する家屋のことです。

居住とは、寝食を伴う生活を営むことであって、日帰り利用は含みません。居住の用に供する家屋には、電気、水道等のライフラインが使用できることが前提です。

2 申告の必要がある方（主な例）

- 新たに住宅用地として使用することとなった土地の所有者
- 住宅用地から住宅用地以外の土地へ変更があった土地の所有者（所有者自ら土地を利用していない場合を含みます。）

3 提出期日

新たに固定資産税（都市計画税）を課税されることとなる年の1月31日まで。

（例）令和6年度から課税される場合【令和6年1月1日現在の所有者】
→ 令和6年1月31日までに必着となります。

提出期日を過ぎた申告書は原則受け付けできません。

4 提出先

〒238-0298 神奈川県三浦市城山町1番1号
三浦市役所 税務課 資産税グループ あて

お電話や電子メールによるお問合せは、以下へお願いします。
電話：046-882-1111 内線248
電子メール：gyouseikanri0501@city.miura.kanagawa.jp
※ 「0501」は「ゼロ・ゴ・ゼロ・イチ」です。